

# 印鑑登録システム標準仕様書

## 共通機能・横並び調整関係修正案

※6/10 検討会資料からの変更点を明示

### 第1章 本仕様書について

#### 1-3 対象

##### (3) 対象項目

本仕様書では、以下の項目について規定する。

- ・業務要件（第2章）
- ・機能要件（第3章）
- ・様式・帳票要件（第4章）
- ・データ要件（第3章及び第5章）（※）
- ・非機能要件（第6章）
- ・業務フロー（別紙1）
- ・ツリー図（別紙2）
- ・連携要件一覧（別紙3）

※データ要件及び連携要件については、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT総合戦略室」という。）現デジタル庁）に基づき、デジタル庁を中心に検討されることとされた。

以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっている場合等についてはこの限りでない。

- ・画面要件
- ・ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能

このうち、機能要件、様式・帳票要件及び連携要件は、カスタマイズの発生源になっている部分であるため、「2(2)本仕様書の目的」に示した目的1(カスタマイズを原則不要にする)から本仕様書の対象とすることとした。また、機能要件、データ要件及び連携要件は、ベンダ間での円滑なシステム更改を阻害している部分であるため、目的2(ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする)から本仕様書の対象とすることとした。さらに、目的3(自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う)から、デジタル社会に必要な機能については、これらの要件の中に反映した。

なお、様式・帳票要件では、印鑑登録システムを標準化するという観点から、多くの自治体において印鑑登録システムから出力する様式・帳票(例:印鑑登録証明書、印鑑の登録に関する照会書)について規定することとし、多くの自治体において印鑑登録システムから出力するとは限らない様式・帳票(例:申請書)については規定しないこととした。

また、非機能要件では、自治体を通じて共通して規定すべきもの(例:セキュリティ)については規定し、共通して規定すべきでないもの(例:研修)については規定しないこととした。したがって、各自治体の情報システムの調達において、本仕様書に規定されていない非機能要件を設けることを妨げるものではない。

## 1-4 本仕様書の内容

### (1) 本仕様書の構成

第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容について記載している。

第2章では、標準化の対象範囲を記載している。

第3章、第4章、第5章及び第6章では、それぞれ、印鑑登録システムが備えるべき機能要件、様式・帳票要件、データ要件及び非機能要件について記載している。「(2)標準準拠の基準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

第7章では、本仕様書において用いている用語について、解釈の紛れがないよう、定義している。

また、別紙に業務フロー、及びツリー図及び連携要件一覧を記載している。業務フローは、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するののかについて自治体及び事業者の共通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示した業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行う

ことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローに寄せる（BPR）ことで、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。ツリー図は、住民記録に係る業務における機能要件の一覧性を高め、標準化の対象となる業務を明確化するため、業務フローに紐づいた形式で記載している。連携要件一覧は、データ連携の要件（(a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するか）についての標準として作成したものである。デジタル庁が連携要件の標準として作成する「機能別連携仕様」又は当該連携要件一覧のいずれかにメンテナンスが必要な場合は双方が修正される。なお、各カラムの説明等については、「データ要件・連携要件標準仕様書」を参考のこと。

## （2）標準準拠の基準

本仕様書の対象は「第1章 1-3 対象（2）対象分野」のとおりとしており、この対象範囲において定義すべき機能について、【実装**必須すべき機能**】【実装**不可しない機能**】【標準**オプション実装してもしなくても良い機能**】の3類型に分類した。可能な限り3類型のいずれに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装**不可しない機能**と同様のものとして位置付ける。

パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第3章、第4章及び第5章に規定する【実装**必須すべき機能**】をいずれも実装し、【実装**不可しない機能**】をいずれも実装しないことが必要である。【標準**オプション実装してもしなくても良い機能**】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。3分類のいずれにも位置づけられていない機能については、原則【実装**不可しない機能**】として扱うものとする。ただし、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合であって、他の地方公共団体においても当該機能の必要性が高いと考えられるものについては、当該機能の取扱いを標準仕様書の作成・更新過程において検討することとし、必要に応じて標準仕様書に規定する。その間、実験的に実装を希望する地方公共団体は、費用対効果の検討結果を他の地方公共団体と共有することを前提とする等、標準仕様書の検討に資するよう取り組むこととし、実装は標準準拠システムと疎結合で構築する。

また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3（1）対象自治体」で示した指定都市、中核市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3類型全てに当てはまる要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、「（一般市区町村においては、標準オプション機能とする実装してもしなくても良い。）」のように記載している。

なお、実装**必須すべき機能**のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用しなくても良い機能があり、個別に判断する必要がある。

## 第3章 機能要件

### 1 連携

#### 2.1. 他の標準準拠システムへの照会

##### 【実装必須すべき機能】

デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。

##### 【考え方・理由】

印鑑登録システムから他の標準準拠システムへの情報連携については、庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧に従うこととする。

## 9 共通

#### 9.1. EUC 機能ほか

##### 【実装必須すべき機能】

EUC 機能（「共通機能標準仕様書」に規定する EUC 機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。

データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（印鑑登録システム）」に規定するデータ項目とする。

EUC 専用のデータソースが整備されていること。データソースは、印鑑登録情報の異動履歴を含む印鑑登録システムの全てのデータを対象とすること。これらの機能等によって、データの抽出・分析・加工及びそれらの出力等について、以下のとおり提供されること。

##### 【データソース】

「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されているデータ要件の標準に記載のあるデータ項目について、データソースとして参照できること。各データ項目については、「基本データリスト」における「データ項目」として参照できること。また、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「コード」の仕様については、「基本データリスト」の記載内容（各データ項目の仕様）に従うこと。

これらのデータソースは、物理的な EUC 専用のデータソース又は仮想的なデータソース等として提供すること。

### ~~【データ抽出・分析・加工】~~

~~データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。また、その検索条件を履歴として残すことができ、一部の条件を変更して再利用ができること。さらに、一般的な演算子 (+, =, >, !=, &, ++, -- 他、各種演算を表わす記号・シンボル) 及び一般的に流通している表計算ソフトウェアやデータベースソフトウェアで用いられる一般的な関数を用いたデータの抽出・分析・加工等ができること。また、大量抽出等した場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。~~

~~なお、一般的な演算子や関数を用いる方式については、演算子等を直接記述・指定するもののほか、特別の知識のない職員であってもデータの抽出・分析・加工等ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供すること。~~

~~抽出については、指定した条件に該当する者の住民情報（氏名、住所等）、該当者数いずれも対応可能であること。~~

### ~~【データ出力】~~

~~抽出・分析・加工したデータに対して、XML形式やCSV形式として、データの出力ができること。~~

~~また、リスト形式及び宛名形式でのディスプレイや紙等への出力（ディスプレイ表示、プリンタでの印刷等）及びPDF形式でのファイル保存もできること。~~

~~これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大量処理の場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。~~

~~そして、特別の知識のない職員であってもデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力に関わる操作ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供すること。~~

~~なお、データ項目を出力する際は、30.2（文字）に規定する要件に従うこと。~~

### 【考え方・理由】

住民記録システムに準ずる。

## 9.2. アクセスログ管理

### 【実装必須すべき機能】

#### (1) ログの取得

個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること (IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パ

パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること。

① 操作ログ

ア. 取得対象：

(a)照会、(b)帳票発行、(c)異動入力（履歴追加）、(d)異動入力（履歴修正）、(e)異動入力（履歴削除）、(f)バッチ処理（帳票作成）、(g)バッチ処理（データ更新）、(h)画面ハードコピー、(i)データ抽出（EUC）

※(c)から(e) まで については、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。

イ. 記録対象：

操作者 ID 、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、処理・交付場所

② 認証ログ

ログイン及びログインのエラー回数等

③ イベントログ

印鑑登録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報

④ 通信ログ

Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等

⑤ 印刷ログ

印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚数、公印出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報

⑥ 設定変更ログ

管理者による設定変更時の情報

⑦ エラーログ

印鑑登録システム上でエラーが発生した際の記録。 管理者による設定変更時の情報

取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。

なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。

(2) ログの分析機能

システムの利用者及び管理者のログについては、分析・ファイル出力が作成できること (IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること)。

#### [分析例]

- ・深夜・休業日におけるアクセス一覧
- ・ログイン失敗一覧
- ・ID 別ログイン数一覧

#### 【考え方・理由】

住民記録システムに準ずる。

### 9.3. 操作権限管理

#### 【実装必須すべき機能】

発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。

職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。

操作者 ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、職員認証機能（「共通機能標準仕様書」に規定する職員認証機能をいう。）によるシングル・サイン・オンが使用できること。

アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定しする等、事前に準備ができること。

また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。

他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

なお、操作権限管理については、操作権限一覧での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。操作権限はバッチ処理で一括個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。

ID 及びパスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。

複数回の~~アクセスの認証~~の失敗に対して、~~アクセス禁止アカウントロック~~状態にできること。

**【標準オプション実装してもしなくても良い機能】**

組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。

操作権限一覧表で操作権限が設定できること。

**【考え方・理由】**

住民記録システムに準ずる。

**——マイナポータル等との接続**

**【実装すべき機能】**

オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。

取得した申請データについて、申請処理できること。

当該申請データに係る申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。

**【対象事務】**

・印鑑登録事務

**【考え方・理由】**

デジタル庁が規定する共通機能標準仕様書が策定されたことに伴い、当該機能を規定した。